

木材加工用機械作業主任者技能講習 受講資格及び科目の一部免除規定等

1 受講資格

- (1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 次の職業訓練を修了した後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者
 - ア 職業能力開発促進法(旧職業訓練法を含む。)に規定する普通職業訓練及び養成訓練のうち、製材機械整備科、木造建築科、枠組壁建築科、建築科、木工科、木型科、製材科、合板製造科、室内造形科の訓練を修了した者、又は、高度職業訓練のうち、建築科、住居環境科、インテリア科の訓練を修了した者
 - イ 職業能力開発促進法に規定する指導員訓練のうち、建築指導科、建築専攻、建築システム工学科、建築工学科、造形工学科、建築科、木材加工科の訓練を修了した者

2 講習科目の一部免除者

- (1) 下表①の科目(6時間)免除者
製材安全士の資格を有する者
- (2) 下表①②③の科目(6+2+5=13時間)免除者
 - ア 上記1受講資格(2)アに該当する者
 - イ 職業能力開発促進法施行令別表に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作(一部実技試験の限定有)又は建築大工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者
 - ウ 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する免許職種のうち、製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は合板科の職種に係る職業指導員免許を受けた者

(下表)

	時 間	内 容
1 日 目	8:15～ 8:30	(受 付)
	8:15～ 8:35	【 開 講 式 】
	8:35～15:30 (内休憩 55分)	① 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 (6時間)
	15:30～17:30	② 木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 (2時間)
2 日 目	8:15～ 8:30	(受 付)
	8:30～14:20 (内休憩 50分)	③ 木材加工用機械作業の方法に関する知識 (5時間)
	14:20～16:20	④ 労働安全衛生法等関係法令等 (2時間)
	16:20～16:25	(休 憩)
	16:25～17:25	【 修 了 試 験 】 (1時間)
	17:25～17:30	(休 憩)
	17:30～	【 修 了 式 】

3 集合時間

- (1) 上記2(1)の①免除者は、1日目15時
- (2) 上記2(2)の①②③免除者は、2日目13時頃

4 資格証明書の添付

業務従事年数の短縮(上記1(2))及び講習科目の一部免除者(上記2)は、当該資格の証明となるものを必ず添付すること。